

平成23年10月21日

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

住所 京都府宇治市五ヶ庄平野12-15

名称 特定非営利活動法人生活よるず相談所
たよりになる輪

代表者の氏名 理事長 小林 千草

自家用有償旅客運送の更新登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の有効期間の更新を行いたいので、道路運送法第79条の6及び同法施行規則第51条の10の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 氏名、名称、代表者の氏名

特定非営利活動法人生活よるず相談所たよりになる輪
理事長 小林 千草

2. 登録番号

近京福 第3号

3. 自家用有償旅客運送の種別

(福祉有償運送)

4. 運送の区域

区 域	備 考
宇治市	発着

5. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
特定非営利活動法人 生活よるず相談所 たよりになる輪	京都府宇治市五ヶ庄平野12-15

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有区分	寝台車 (軽)	車いす車 (軽)	兼用車 (軽)	回転シート車 (軽)	セダン等 (軽)	合計 (軽)
特定非営利活動法人 生活よるず相談所 たよりになる輪	所有		2 (1)	()	()	()	2 (1)
	持込		()	()	()	11 (3)	11 (3)
	合計		2 (1)	()	()	11 (3)	13 (4)

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

<input type="radio"/>	イ 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
<input type="radio"/>	ロ 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
<input type="radio"/>	ハ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
<input type="radio"/>	ニ その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

近畿運輸局 京都運輸支局長 殿

宣 誓 書

当法人における役員全員が、道路運送法第 79 条の 4 第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないことを宣誓致します。

平成 23 年 10 月 31 日

住 所 京都府宇治市五ヶ庄平野 12-15
名 称 特定非営利活動法人生活よろず相談所
たよりになる輪

代表者の氏名 理事長 小林 千草

参考：道路運送法第七十九条の四

(登録の拒否)

国土交通大臣は、第七十九条の二の規定による登録の申請が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。

- 一 申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過していない者であるとき。
- 二 申請者が第七十九条の十二の規定による登録の取消しを受け、取消しの日から二年を経過していない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しを受けた法人のその処分を受ける原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する役員として在住したもので当該取消しの日から二年を経過していないものを含む。）であるとき。
- 三 申請者が自家用有償旅客運送の業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合において、その法定代理人が前二号のいずれかに該当する者であるとき。
- 四 申請者が法人である場合において、その法人の役員が前三号のいずれかに該当する者であるとき。

1. 運送の対価

● 時間制

走行最初の10分まで200円

以後10分ごとに300円

利用会員宅から目的地、目的地から利用会員宅までの時間により算出をします。

運賃表

時間	運賃
10分	200
20分	500
30分	800
40分	1,100
50分	1,400
60分	1,700
70分	2,000
80分	2,300
90分	2,600
100分	2,900
110分	3,200
120分	3,500

以後10分ごとに300円を加算

2. 運送の対価以外の対価

● 予約料 300円

● 迎車料 市内 300円

市外 500円

依頼を受けて、目的地まで迎えに行く際の料金になります。

● 待機料金 200円/10分

● 制度外支援にて乗降介助が必要な場合走行時間に加算する。